

寒川町訓令第4号

序 中 一 般

出先機関一般

寒川町審議会等の公募委員選考委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町審議会等の公募委員選考委員会規程の一部を改正する訓令

寒川町審議会等の公募委員選考委員会規程（平成19年寒川町訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「副町長」の次に「、町長室長」を加え、「学び育成部長」を「子ども育成部長」に改め、同条第2項中「企画部長」を「町民部長」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第4条関係)

寒川町審議会等の公募委員選考委員会付議事案書

年 月 日

審議会等の名称	
公募する委員の人数	人
委員の任期※1	年 月 日 ～ 年 月 日
委員の資格要件※2	
募集期間※3	年 月 日 ～ 年 月 日
選考の方法※4	小論文・面接・その他 ()
特別な選考基準等の有無※5	有(別添) ・ 無
審議会等の主管課等	内線

- ※ 1：今回公募する委員の任期を記入してください。
- ※ 2：寒川町審議会等の委員の公募に関する規則(平成19年規則第1号)第5条第3項に該当する場合は、その要件(例：寒川町国保の被保険者であること、など)を記入してください。
- ※ 3：公募申込みの受付期間を記入してください。
- ※ 4：その他の場合は、具体的な内容を()に記入してください。
- ※ 5：選考の方法の「その他」に該当する場合は、その方法に係る選考基準及び選考手順を作成する必要があります。

(注)付議事案書は、選考予定日のおおむね3月前までに提出するものとします。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。